

令和 7 年度食品表示法研修会実施要領

1 目的

平成 27 年 4 月に J A S 法、食品衛生法及び健康増進法のうち食品表示に係る部分を一元化した「食品表示法」が施行され、その猶予期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了した。

食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づき定められている食品表示基準は例年改正があり、改正に合わせた適正な食品表示を作成しなければならない。

以上のことから、食品表示の適正化のため事業者等に対し研修を行い、食品表示法について周知徹底を図る必要がある。

2 主催者

福島県県南農林事務所

3 実施日時及び開催場所

日時：令和 7 年 9 月 30 日（火）14 時 25 分～16 時 20 分

場所：福島県白河合同庁舎（白河市昭和町 269）大会議室

※ 受付開始は、研修会開始時刻の 30 分前。

4 対象者

県南管内の次に掲げる事業者等であって、食品の製造、加工、販売等により表示の作成等を要すると想定される 30 名程度。

- (1) 農産物の加工グループや簡易な加工を行う個人
- (2) 農産物直売所関係者
- (3) 直販を行う農業者
- (4) 食品表示について学びたい方

5 研修内容

- (1) 食品表示法（品質事項に関わること）の概要、主な変更点、相談窓口等について（県南農林事務所 指導調整課）
- (2) 衛生事項に関わることについて（県南保健福祉事務所 衛生推進課）
- (3) 保健事項に関わることについて（県南保健福祉事務所 健康増進課）
- (4) 質疑応答

※酒類は国税局所管のため、説明対象外。

6 参加費

無料

7 持参物

筆記用具、申込書（控えがある場合）

8 研修にあたっての注意事項

一団場で複数人の参加を希望される場合、申込み状況により後日参加人数を調整させていただく場合があります。